

農地の貸し借りを円滑に行うため、熊本県農業公社が公的な立場でサポートします

熊本県農業公社は、知事の指定を受けて、農地を貸したい方（出し手）と農地を借りたい方（受け手）の間に入って、農地の貸借をお手伝いします。



※農地の貸し借り手続きは最寄りの市町村で受け付けておりますので、お気軽にお越しください。

～市町村が策定する「地域計画」の中で農地の出し手と受け手がマッチング！！～

地域での話し合いのもとに市町村が定める「**地域計画**」の中で、出し手と受け手のマッチングが図られます。

公社は、地域計画を実現するために、地域計画の実現に向けて「**農用地利用集積等促進計画**」を作成します。



Q 1 **地域計画**とは何ですか？

A 1 地域の農業をどのように維持・発展させていくのか、農地を誰が担っていくのか（目標地図）等の方針を地域の話し合いに基づいて定める計画です。

Q 2 **目標地図**とは何ですか？

A 2 農地の1筆ごとに将来利用する受け手を示した地図のことです。

①貸付申込書の提出

②申込内容の確認

③農地の借り入れ

市町村・JA
による手続き

①借受け申出書の提出

②申込内容の確認

③農地の貸し付け

～よくあるご質問～

Q1 契約期間中に出し手の方が亡くなられても、そのまま耕作することはできますか？

A1 出し手の方が契約途中で亡くなられて相続が発生しても、契約期間中は安心して耕作を継続できます。

Q2 途中で解約することはできますか？

A2 原則、貸借期間中の解約はできません。ただし、やむを得ない理由があり、出し手と受け手の双方が合意している場合には可能となりますので、ご相談ください。

Q3 賃料は金銭のやり取りだけですか？

A3 お米による物納の取り扱いも可能です。（お互いで直接やり取りをする形になります）

Q4 これまでもらっていた農業者年金がストップになりませんか？（経営移譲年金・特例付加年金）

A4 農業者年金受給の対象農地を公社に10年以上の条件で貸し付ければ受給ストップにはなりません。（ただし、切替による合意解約から1年以内に農業者年金基金への届出が必要）

Q5 贈与税や相続税の納税猶予を受けている農地を公社に貸し付けると、猶予がストップとなり利子税と併せて納税しなければならないですか？

A5 贈与税、相続税の納税猶予を受けている農地を公社に貸し付けても、猶予がストップすることはありません。（ただし、公社の借入始期から2か月以内に税務署への届出が必要です）

市町村または農業委員会、JAで手続きを行います

●お問い合わせ

公益財団法人 熊本県農業公社

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 熊本県庁本館10階

Tel 096-213-1237

または最寄りの窓口

市町村、農業委員会、JAまで

R6.9月作成



みなさんと明日の農業を
創っていききたい



熊本県農業公社
農地中間管理機構 ～農地バンクくまもと～

